

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会
ポッチャセット貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、地域におけるイベント等を推進支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会（以下、「区社協」とする。）

(貸出対象者)

第3条 貸出しを受けるものは次の2つの条件を満たしているものとする。

- ①西淀川区に在住及び在勤・在学している方
- ②福祉活動及びボランティア活動などで使用する団体

ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- ①使用目的が営利目的の場合
 - ②目的外に使用する場合
 - ③宗教活動等での使用
 - ④参加者間で金銭や物品のやり取り等を伴う場合
 - ⑤舗装されていない場所（屋外の公園等）での使用
 - ⑥その他、区社協が適切な使用ではないと判断した場合
- ※区社協事業に支障のない範囲での貸出とする。

(貸出申請)

第4条 ①貸出を受けようとするもの（以下「借受人」という。）は事前に所定のポッチャセット貸出申請書に必要事項を記入の上、区社協事務局長宛に借用日1週間前に提出する。

②貸出予約については、2週間前より受付をする。

③同日に在庫数を超える申請があった場合は、先着順とする。

※申請者間の調整は区社協では、一切行わない。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、区社協事務局長が必要と認める場合は期間を延長することができる。

(返 却)

第6条 ①借受人は使用后、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない

②返却時に使用状況について区社協に報告するものとする

③借受人は、返却にあたって必ず本会職員の点検を受け、もし異常などが判明した場合は第9条の規定に則り適正な弁償を行わなければならない。

(貸 出 料)

第7条 貸出料は無料とする。

(運 搬)

第8条 貸出に係る備品の運搬及び保管等は申請者が行うものとし、それらに要する費用は、申請者の負担とする。

(弁 償)

第9条 ボッチャセットの使用により道具を紛失し、又は破損した場合において借受人はこれを弁償しなければならない。ただし、本会会長がやむを得ない事由によると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、ボッチャセットを他人に譲渡し、転貸、交換してはならない。

(事故責任)

第11条 ボッチャセットの使用によって生じた事故等に関して、本会は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月1日より施行する。